

屋根の雪下ろし費用を補助します

弟子屈町社会福祉協議会では、お住まいの家屋の屋根の雪下ろしが困難な高齢者の方などの世帯を対象に、雪下ろしを登録事業者へ委託した場合の費用の一部を補助します。

▶対象世帯

- 高齢者世帯／おおむね70歳以上の方のみで構成されている世帯(年齢は2018年4月1日現在の年齢とします)
- 障がいのある方の方のみの世帯／身体障害者手帳1級、2級、3級(肢体不自由)の世帯
- その他／その他、町社会福祉協議会が上記に準ずると認めた世帯

※雪下ろし費用の補助の対象となるのは、落雪などにより明らかに自己または近隣住宅などの損壊の恐れがある場合や、同じく通行者へ被害が及ぶ恐れがある場合に限られますので、ご注意ください。

▶対象経費／屋根の雪下ろしにかかる費用

▶補助額／かかった費用の2分の1の額で1回あたり1万円を上限

▶補助回数／年度内3回まで(平成31年3月31日まで)

▶対象となる事業者／町社会福祉協議会に登録された事業者

▶手続き方法

- ①雪下ろしが必要になった時点で、町社会福祉協議会へ交付申請書を提出します。
- ②申請書に基づき町社会福祉協議会で審査後、補助の可否を決定し、申請者へ連絡します。
- ③申請者の方は決定の連絡を受けた後、町社会福祉協議会に登録された事業者へ作業を依頼してください。
- ④雪下ろし完了後、速やかに実績報告書(作業前後の写真、支払った領収書の写し添付)を町社会福祉協議会へ提出してください。審査の上、決定者の方へ補助金を交付します。

□申し込み・問い合わせ先／弟子屈町社会福祉協議会 ☎ 4 8 2 - 1 0 5 4 (土・日曜日、祝日を除く)



除雪作業にご理解とご協力をお願いします

除雪作業の出動は、降雪量がおおむね10cm以上、または地吹雪、吹きだまりで交通に支障があると判断されたときに、主要幹線および通学路、集乳路線を優先的にいきます。

「吹雪、暴風雪警報発令中、および夜間」の除雪は、原則として行いません。



□路上駐車は除雪の障害

除雪作業で最も障害になるのが、路上での駐車です。路上に放置された車のために、除雪車が通れなかったり、除雪作業ができなかったりすることがあります。

□歩道などに物を置かない

歩道や路肩に、陳列品や旗立て用のコンクリート、木材などを置いておくと、吹きだまりの原因になったり、除雪の障害にもなったりします。あらかじめ、道路から離れた場所に移動させてください。

□除雪車には気をつけて

除雪車の運転技術者は、安全第一で細心の注意を払っていますが、作業稼働時は大変危険です。特に子どもの行動には目を配り、除雪車に近づけないようにしてください。

これから降雪シーズンを迎え、今年もまた厳しい冬に突入です。

町では、皆さんの生活や生産活動を支えるために除雪作業を行います。皆さんのご協力を得て除雪作業をスムーズに進めることが、経費抑制の上でも必要不可欠となってきますので、ご理解とご協力をお願いします。

町道除雪についての問い合わせ先／役場建設課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)
 国道除雪についての問い合わせ先／釧路開発建設部弟子屈道路事務所 ☎ 4 8 2 - 2 3 2 7
 道道除雪についての問い合わせ先／釧路建設管理部弟子屈出張所 ☎ 4 8 2 - 2 1 4 7

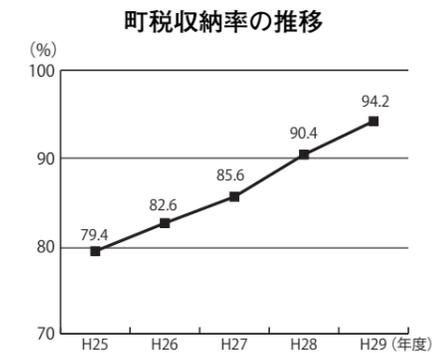
公平な行政サービスのために 滞納処分 さらに強化します

生活に身近な福祉や教育、道路整備などの行政サービスは、皆さんの納めた税金が支えています。町税の滞納は、町の財政を圧迫し、行政サービスに支障をきたすことにもなります。それだけでなく、納期限内に納めている大多数の町民の皆さんとの公平性を欠く、決して許されない行為です。

町では、滞納者の財産の差し押さえにより滞納している税金を強制的に徴収していきます。また、北海道や釧路・根室広域地方税滞納整理機構とも協力し、滞納を減らす取り組みを強化しています。

町税の収納率が上がっています

町民の皆さんの納税意識の高まりや厳しい滞納処分により、町税の収納率は年々向上しています。滞納者の数も少数となっており、たとえ少額の滞納であっても目立ってしまいます。町では、預金調査や勤務先への給与調査などを行い、財産を差押え、さらなる町税の滞納縮小を目指しています。



借金返済後に納税してもいいの？

法律によって、税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。このため、借金や住宅ローンよりも税金が優先されます。

勝手に財産調査を行ってもいいの？

税金を滞納すると、法律に基づき財産すべてに対する調査権が発生するため、勤務先への給与調査や銀行への預金調査を行います。この場合の財産調査は個人情報保護法には一切抵触しません。

予告もなしに財産を差し押さえるなんて…

税金は、納期限内に納付することが原則です。地方税法には「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときに差し押さえをしなければならない」と明記されています。

町では、督促後、催告書を送付したうえで差し押さえを行っています。それまでに納付または納税相談を必ず行ってください。

納付が困難な方は必ずご相談ください

やむを得ない事情により一時的に納付が困難な方や、まとめて納付ができない方には計画的な納付ができるよう相談も受け付けています。滞納を放置することはしないでください。

12月の町税などの納期限・夜間納税窓口

- 納期限は、12月25日(火)です。納め忘れに注意しましょう。
- ▶ 町・道民税 4期
 - ▶ 国民健康保険税 7期
 - ▶ 後期高齢者医療保険料 7期
 - ▶ 介護保険料 4期
- 日中、役場に来られない方はぜひ、ご利用ください。
- ▶ 開設日 / 12月26日(水)
 - ▶ 開設時間 / 午後8時まで
 - ▶ 開設場所 / 役場庁舎・川湯支所

問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

12月は

町税等完納強調月間です

町税や保険料・水道料・住宅使用料などの各種使用料の納付はお済みですか？